



法窓徒話

～ロースクール むだばなし～

会員 秋山 知文 (41 期)



「FBI だ、逮捕する！」

- ① ……
- ② ……
- ③ ……
- ④ ……

さて、この①から④には何という台詞が続くでしょうか？

というのが、私がロースクールの学生に対して法曹倫理の刑事弁護の項目の授業の最初に聞いている質問である。「大人しくお縄を頂戴しろ!!」とか「武器を捨てて両手を頭の上に挙げろ!!」などの回答もあるが、黙秘権や弁護士立会要求権などのミランダ・ルールの内容を回答してもらうのが、当方の意図である。

刑事訴訟法の授業ではないので各ルールの内容面の詳しい説明はしないが、ミランダ・ルールの説明から刑事弁護人の中心的な義務として黙秘権の告知等をするものの重要性を講義している。

ミランダ・ルールは昔の「THE FBI」というテレビドラマでは必ず告知されていたと記憶しているが、最近私がよく見ているアメリカのドラマ「24」では、ほとんど被疑者にはこの告知はされずに逮捕されたり拷問をされたりしている。まあ、「24」の舞台となっているCTUの手続違反は、アメリカでもだいたい非難を浴びたのであるが、アメリカの裁判所は、手続上のルールの遵守を徹底しており、このルールの徹底及び拡張が日本の刑事弁護にも重要であることを説明しているのである。

このミランダというのは、強姦事件の被告人の名前であり、逮捕の際の手続違反で一旦は無罪となったが、その後、別の証拠で有罪になり、最後は酒場のケンカで刺殺されたなどの話をすると、ミランダ・ルールの内容よりも興味深々で聞いているようである。

また、裁判官の法曹倫理の項目の授業の講義の際に

は、「訴訟」という言葉は何時から使われているかという質問をして、聖徳太子の十七条憲法もとあげた。

十七条憲法では第一条の「和を以て貴しと為し」が有名であるが、第五条では、「五曰。絶饗棄欲。明辯訴訟。其百姓之訴。一日千事（五にいう。官吏たちは饗応や財物への欲望をすて、訴訟を厳正に審査しなさい。庶民の訴えは、1日に1000件もある。）」という内容になっている。

上記のように、604年に聖徳太子が起草したといわれている十七条憲法に、訴訟は多いので訴訟を厳正に審査しなさいなど書かれていたと話すところ、飛鳥時代に訴訟という名の制度があったということや、裁判官（公務員）の心構が現代とあまり変わらない状況に、学生たちは皆一様に驚く。

ロースクールで法曹倫理の授業を担当することになり、講義要綱等に従って授業の準備をしているが、どうも学生に対してのインパクトが弱く、授業の集中力も低いように感じられる。そこで、「THE FBI」の話や十七条憲法の話など毎回授業の冒頭に若干学生の食いつきがよいような導入の質問を用意しているのである。

これらの導入の質問は雑談・無駄話と同類な話なのではあるが、法曹倫理に関連して、いろいろと調べたり考えたりすることは意外な発見や先人の知恵の再確認があり、知的に興奮することや、一人でそうかと膝を打ち納得することも多い。

縁あってロースクールの講義を担当するようになったが、日々の弁護士業務とは全く異なる視点で考えたり発想をするので、業務からの逃避としてストレスの発散にもなっていると思う。

授業の冒頭の導入の話は私は勝手に「法窓徒話」と名づけて準備することに喜びを見出しているのであるが、学生からは、授業の内容よりもそっちの話の方が面白いといった感想もあり、複雑な心境である。